令和5年9月変更 佐久穂町国民保護計画 新旧対照表

番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新(変更後)	旧(変更前)	変更の理由
1		町の地理的、 社会的特徴	(2) 気候 町においては、気象は際して内陸性の夏期冷涼冬期寒冷であり、年間降水量は、約922mm と比較的なべ、気温数差は、日、年ともに大きく、平均気温は11、0°で程度であり、夏は冷涼で過ごしやすく、冬は精雪が少ないが、寒気が厳しく、到来が早い。 (3) 路 (4) 道路の位置等 当前の 1 日本 1 日	(2) 気候 町においては、気象は概して内陸性の夏期冷涼冬期寒冷であり、年間降水量は、約922mm と比較的かなく、気温較差は、日、年ともに大きく、平均気温は10.0°程度であり、夏は冷涼で過ごしやすく、冬は積雪が少ないが、寒気が厳しく、到来が早い。 (3) 路 (4) 道路の位置等 道路は、南北に延びて山梨県北杜市及び木県小諸市に繋がっている間道141号線、及び、東西に非馬県上野村から本県予野市まで繋がっている間道299号線があり、改良率は、90%・舗装率は、100%である。県道は町川区部総参り、改良率は、60%・舗装率は、100%である。県道は町川区部総参り、改良車は、60%・舗装率は、100%・である。県道は町川区部総参り、改良車は、60%・舗装率は、100%・である。県道は町川区部総参り、改良車は、60%・舗装率は、100%・である。東道は町に対象が変けるいのは一部では、100%である。東道は町川区部総参り、100%である。東道は町川区部といいない路線が多い。	経年変化等の時点修正
2	P.16 第2編第1章 組織・体制の 整備等	2 警報等の 伝達に必要 な準備	2 警報等の伝達に必要な準備 (2)防災行政無線の準備 第 (3 全国開時警報システム(J-ALERT)の整備 (3) 全国開時警報システム(J-ALERT)の整備 (3) 全国開時警報システム(J-ALERT)を整備する。 (4) 素量 第との連携 (5) 国民候議に係るサイレンの住民への周知 (5) 国民機関に係るサイレンの住民への周知 (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 (6) 民間事業者からの協力の確保 (6) 所	2 警報等の伝達に必要な準備 (2)防災行政無線の準備 館(3)県警察との連携 (3)県警察との連携 (4)国民保護に係るサイレンの住民への周知 (5)大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 (6)民間事業者からの協力の確保 路	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に伴う変更
3	整備等	3 安否情報 の収集、整理 並びに提供 に必要な準 備	3 安否情報の収集、整理並びに提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類、収集及び報告の株式 町は、避難性民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照) に関して、但力な撃撃事により死亡は必否情報の収集及び細胞の方法並びに安 否情報の組会及び回答の手続その他の必要な事項を定める場合 (以下「安否情報省令」と いう。)第1条に規定する経式を1号及び第2号の安否情報収集構式により収集し、安否債 報システムを用いて単に報告する。	3 安否情報の収集、整理並びに提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 即は、避難住民及び武力教革影響といり死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照) に関して、武力教革影響と対象で音様線の収集及び報告の方法並びに安否情報の限 会及び回答の手続その他の必要な事理を定める名令(以下「安否情報名令」という。)第1条 に規定する第1号又は第2号様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情 報報告書の様式により、県に報告する。	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に伴う変更
4	P.19 第2編第1章 組織・体制の 整備等 第5 研修及 び訓練	2 訓練	2 訓練 (1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を 実施し、武力攻撃事略等における好免能力の向上を図る。 実施し、武力攻撃事略等における好免能力の向上を図る。 助嫌の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存 のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等よの連接による、NEC収益等により発生 する武力を建設者への対立制態、広域に力たる連鎖制態、地下の連載制態等成力収集 事態等に終者な訓練等について、人口改革地を含む様々な場所や野東で行うととれた。実 限に登機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	2 訓練 (1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を 実施し、武力攻撃事態等における対境能力の向上を図る。 実施し、武力攻撃事態等における対境能力の向上を図る。 加減の実施に当っては、具体的な事態を起生し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存 のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 IC伴う変更
5		1 避難に関する基本的 事項	難について、自然災害時への対応として作成している <u>避難行動要支援者名簿</u> を活用しつ つ、 <u>避難行動要支援者</u> の避難対策を講じる。	1 避難に関する基本的事項 (1) 路 【町対策本部において集約・整理すべき基本的事項】 ○ 住宅地の ② 区域内の ② と活関連系統設等のリスト ○ 報告教徒、訓練可能物質のリスト ○ 性活関連系統設等のリスト ○ 関係機関(国、県、民間事業者等の連絡先一覧、協定 ○ 消防機関のリスト ○ 河豚・健園のリスト (2) 路 (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援援者の運動技術を減ら。 その際、連難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者を受ける。その際、連難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者を受ける。その際、連難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者を受ける。その際、連難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に伴う変更
6	武力攻擊災	5 避難施設の指定への協力	5 避難施設の指定への協力 町は、県外行う避難施設の指定に際しては、施設の収 <mark>容人数、標浩、保有設備等の</mark> 必要な 情報を提供するなど駅に協力する。 町は、県外指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有する とともに、県と連携して住民に周知する。	5 避難施設の指定への協力 即は、泉が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど際に協力する。 即は、泉が行う避難施設した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、泉と共有する とともに、泉と連携して住民に周知する。	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に伴う変更
7		1 町におけ る備蓄	1 町における機蓄 (1) 防災のための機蓄との関係 住民の選種と発酵性民等の教授に必要な物資や資材については、従来の防災のために備 えた物資や専材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国 民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に無ねるとともに、武力攻撃事態 において特に必要となる物資及び資材について、偏難に、又は特に他下に死亡する避難施 設などで、防災のための備蓄が軽値されていない施設については、所能の選替策段から必 要を物質及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。	1 町における債蓄 (1) 防災のための備蓄との関係 住民の選雑を登離住氏等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備 えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国 民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等 において特に必要となる物質及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に伴う変更

番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新(変更後)	旧(変更前)	変更の理由
8	P35 第3編第3章 関係機関相 互の連携	1 国・県の 対策本部と の連携	1 国・県の対策本部との連携 (2) 国・県の現地対策本部との連携 即は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本 即は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本 助と緊密な運動を図る。また。運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、 県・脳は無路の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で 速た、国の現地対策本部をが置い、理解を 並協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。	1 国・県の対策本部との連携 (2) 国・県の現地対策本部との連携 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本 助と緊密な運転を召る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、 県・国に調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で 現地対策本部の運用を行う。	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に作う変更
9	P36 第3編第3章 関係機関相 互の連携	3 自衛隊の 部隊等の派 遣 き 等	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 ① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民機等派遣)、また、遺信の途絶等に 以知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要領の求めできない場合は、契かつ当該区域を担当区域とする地方経営、第上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする市が登り、第上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする所で、第上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする所空方面隊司令管等を介し、 が衛大臣に連絡する。	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 ① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民機等派遣)、また、遺信の途絶等に 以り知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の受請の求めができない場合は、努力・当該区域を担当区域とする地方担当内部の大部のでは当該区域を担当区域とする地方と、第1日衛隊にあっては当該区域を担当区域とするがの影響、第1日衛隊にあっては当該区域を担当区域とする統立を開発して、「大郎衛門、大郎衛門、大郎衛門、大郎衛門、大郎衛門、大郎衛門、大郎衛門、大郎衛門、	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に伴う変更
10	P40 第3編第4章 警報及刊 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一	2 警報の内 容の伝達方 法	2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国開時警報システム(J-ALERI) 連邦か公共団体に伝達される。町長は、全国随時警報システム(J-ALERI) 連携している情報(伝達される。町長は、全国随時警報システム(J-ALERI) 連携している情報(活達される。町長は、全国随時警報システム(J-ALERI) 連携している情報(活達を発生)、原則として、同報系防災行政無線で固が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が第令された事実等を周知する。 ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に町が含まれない場合、アースの掲載をはより、東田が包含、イなお、可長が特に必要と認め場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線でよる伝達以外の方法も活用する。 ※全国協計警報とストム(J-ALERI)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急に対かり法も活用する。 ※全国協計警報とストム(J-ALERI)によって情報が伝達されなかった場合においては、逐点はメルウア法と活用する。 ※全国協計警報とストム(J-ALERI)によって情報が伝達されなかった場合において、海防水部は保持できることができるよう、体制を整備する。この場合において、海防水部は保持できる車両、装備を対した対応に重なることができるよう、化制を整備する。この場合において、海防水部は保持できる車両、装備を対した対策を開きることなどにより、各世等等に影響の内容の伝達がしたがあるが最大のできるとなど、近日であるといが見からが最かって通りの地域の密接後でながり活きが、自主防災組織、自治会を通行なからように配きするとのに進がの確かの迅速に行われるよう、県警察と緊密で返継を図る。また、町は、景響を以降密で返継を図る。また、町は、景響を以降密で返継を図る。また、町は、景響を以降密で返継を図る。また、町は、景響を以降密で返継を図る。また、町は、景響を以降密で返継を図る。また、町は、景響を以降密で返継を図る。また、町は、景響を以降密で返継を図る。また、町は、景響を必要では選集を図るできまれ、通常などに備えられるような体制の整備に努める。	吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。 ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が合まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周辺を図る。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。 ② 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両、装備を有効に活用し、進回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からか地域との密接なっながりそろかし、自主防災組織・自治会	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更 に伴う変更
11	P44 第3編第4章 警報及び避 難の指示等 第2 避難住 民の誘導等	2 避難実施 要領の策定	2 避難実施要領の策定 (2)避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ①~⑤ 略 ⑥ 変支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者名庫、避難行動要支援者支援班の設置)	2 避難実施要領の策定 (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 (7)~(5) 略 (6) 要接護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に伴う変更
12	P45~48 第3編第4章 繁製力指示 第三章 第三章 第三章 第三章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二	3 避難住民 の誘導	3 超難住民の誘導 (2) 消防機関の活動 消防本部及び消防者は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町素の定める 誘導を実施受信。基づと、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な 誘導を実施受信。基づと、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な 誘導を実施でるとされ、連打行動型支援の人員輸送車両等による選送さ行う等保有する る装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 (7) 消防間は、消火活動及び収购・救免活動につて、消防本部又は消防署と連携しつへ、自 主防災組織、自治会等と連続した避難住民の誘導を行うとされ、運貨行動型支援者が高速支援者が自 方信精砂の起送や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした 活動を行う。 (3) ~(5) 路 (3) 大盟整盟を施設率に対ける避難 申は、大規模集を施設率に対ける避難 即は、大規模集を施設率に対ける避難 更は、大規模集を施設率に対ける避難 更は、大規模集を施設や水を輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、 当該施設器に満在する者等についても、避難行動置支援者支援班を犯置し、 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動 更定論への避極、選送手段の確保を的側に行うものとずるによれ、運搬行動変支援者会 国と支担しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上 イクリフ・特殊部隊による政策等に関しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも の人間を必要がある。 多いことから、対断的に保険しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも の人に対していませば、といる対し、対域を対していませば、といるが自己ととはあることも の人に対していませば、対域に関するとして検討せざるを得ない場合もあり得る。) 9 避難所等における安全確保等 9 避難所等における安全確保等 9 避難所等における安全確保等 10 動物の保護等に関する配慮 8 11 通行禁止措置の周知 12 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な 該郷本実施さるともに、自力す行限難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を 行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防水都又は消防署と連携しつつ、自 主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に伴う変更

番号	該当ページ	項目名	新(変更後)	旧(変更前)	変更の理由
13		弾道ミサイル 攻撃の場合	で攻撃目標を特定することは極めて <u>困難であり、また、</u> 弾道ミサイルの主体(国又は国に準じ る者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度によ り、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、割は、 <u>弾道さサイル条射時に住民が適切な行動をとることができるよう</u> 、全国機時	このため、町全体に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。 また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をと	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に伴う変更
	P52 第3編第5章 救援	3 救援の内 容	3 教援の内容 (1) 教援の基準等 町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律による教援の程度及び方法の基準」(平成25年内配所省音元第229年。以 下教授の程度及び基準」にいる。)及び景温度保護計画の内容に基づき教養の措置を行う。 町長は、「教養の程度及び基準」によっては教授の適切な実施が困難であると判断する場合 には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請 する。	に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。 以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に伴う変更 に伴う変更
15	P54 第3編第6章 安否情報の 収集・提供	2 県に対す る報告	2 県に対する報告 町は、県への報告に当たっては、原則として、 空を情報システムを使用する、システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3等に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)と、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	2 県に対する報告 即は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する株式第3号に 必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事 態が急追してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	国の基本指針及び長野 県国民保護計画の変更 に伴う変更